いなべ市監査委員告示 第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定に基づき、令和5年度随時監査(工事監査)の結果報告を次のように公表する。

令和5年12月25日

いなべ市監査委員 小川 和幸 いなべ市監査委員 位田 まさ子

令和5年度

随時監查(工事監查)結果報告書

いなべ市監査委員

随 時 監 杳 (工事監査)

1 監査実施年月日及び監査対象

- (1) 実施年月日 令和5年11月1日 (水)
- (2) 対象工事 いなべ市民温水プール (仮称) 新築工事
- (3) 所管部(局)課 教育委員会事務局 生涯学習課

2 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査として実施した。

3 監査の方法

令和5年度に実施する土木、建築工事のうち、現地調査時期に施工段階にある当該工事を選定した。工事監査は、工事について特に高度な専門的知識と経験が必要であることから、社)大阪技術振興協会に工事の技術調査業務を委託し、技術士による工事関係書類の審査及び現場での実地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

技術士(建設部門・総合技術監理部門)社)大阪技術振興協会 松谷孝広

4 工事の概要

現在、小学校では、夏場の屋外プールにおける水泳授業を実施する上での基準を満たすことができず、十分な授業を実施することが難しくなってきていることから、老朽化した旧大安老人福祉センターを解体し、その跡地に屋内温水プールを新たに建設することで小学生の水泳授業を確保する。

- (1) 工事名 いなべ市民温水プール(仮称)新築工事
- (2) 工事場所 いなべ市大安町大井田地内
- (3) 工事期間 令和4年3月25日 ~ 令和5年11月30日
- (4) 契約金額 1,632,331,800円(変更後)
- (5) 請負業者 株式会社安藤・間三重営業所
- (6) 工事内容 敷地面積:39,101.97m⁽ (敷地内既存施設あり)

建築面積:2,041.58㎡、床面積1,604.08㎡、構造規模:鉄骨造一部RC造、

基 礎:マットスラブ、独立フーチング基礎

付帯施設:自転車置場 2カ所

主要仕上

屋 根:高性能カラーガルバリウム鋼板

外 壁:せっ器質タイル貼、コンクリート化粧打放し

プール 壁:磁器質タイル貼、複層塗材塗装 床:磁器質タイル貼 天 井:屋根下地材表し(イソシアヌレートボード) 水槽:FRPプール水槽

エントランス:壁:せっ器質タイル貼、複層塗材塗装 床:タイルカーペット

天 井:アルミルーバー(天井内塗装)

設 計:株式会社 石本建築事務所

土木関係

土 工:埋め戻し、盛土工:400㎡

土 留:自然法工法

舗 装:半たわみ舗装 1,273.3㎡

磁器質タイル舗装 140.0㎡

透水性インターロッキング舗装 323.3㎡

5 監査の結果

監査を実施した結果、対象工事に係る予算の執行及び事務処理については、いなべ市会計規則、いなべ市契約規則、いなべ市建設工事執行要領ほか関係規定に基づき行われており、技術調査の結果は総合的におおむね適正と認められた。

なお、技術士から提出された工事技術調査結果報告書は、別紙のとおりである。

以上

いなべ市

令和5年度 工事技術調査結果報告書

令和5年11月24日(金)

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士(建設部門·総合技術監理部門)松谷 孝広

調査実施日:令和5年11月1日(水)

場所:いなべ市役所大安庁舎内工事現場事務所

監査執行者:いなべ市監査委員 (代表) 小川 和幸

いなべ市監査委員 (議選) 原田 敬司

監査立会者:監査委員事務局 局長 中村 政紀

監査委員事務局 課長補佐 山下 淳子

調查対象工事

いなべ市民温水プール(仮称)新築工事

いなべ市民温水プール(仮称)新築工事

1 工事内容説明者

調査出席者

教育委員会事務局		課長	城野	彰治
//	//	課長補佐	伊藤	祐二
//	//	主任	小林	幸次
//	//	主事	水谷	吉孝

工事監理者

株式会社石本建築事務所	代表監督者	中村	慎吾
	監督者	西河	辰彦
	監督者	山内	正喜
	構造監督者	高瀬	淑世
	環境設備監督者	宮地	裕之
	//	田中	宏樹

工事請負者

株式会社 安藤・間三重営業所

現場代理人(監理技術者)狩谷 昌博

2 工事概要

現在、小学校では、夏場の屋外プールにおける水泳授業を実施する上での基準を満たすことができず、十分な授業を実施することが難しくなってきている。

老朽化した旧大安老人福祉センターを解体し、その跡地に屋内温水プールを新たに建設することで小学生の水泳授業を確保する目的。

(1) 工事場所 いなべ市大安町大井田 地内

(2) 工事内容

- ・屋内水泳場新築工事 鉄骨造り及び一部鉄筋コンクリート造地上1階建 延べ床面積計 1654.54㎡
- ・大安老人福祉センター解体工事 延べ床面積計 1981.15㎡
- ・大安スポーツ公園受変電設備等改修工事 一式

ア 建築関係工事 一式

敷地面積:39,101.97㎡ (敷地内既存施設あり)

建築面積: 2,041.58㎡、床面積1,604.08㎡、構造規模:鉄骨造一部RC造、

基礎:マットスラブ、独立フーチング基礎

付带施設:自転車置場 2カ所

主要仕上

屋根:高性能カラーガルバリウム鋼板

外壁:せっ器質タイル貼、コンクリート化粧打放し

プール 壁:磁器質タイル貼、複層塗材塗装 床:磁器質タイル貼 天井:屋根下地材表し(イソシアヌレートボード) 水槽:FRPプール水槽

エントランス:壁:せっ器質タイル貼、複層塗材塗装 床:タイルカーペット

天井:アルミルーバー(天井内塗装)

イ 土木関係工事 一式

土工:埋め戻し、盛土工:400㎡

土留:自然法工法

舗装:半たわみ舗装 1,273.3㎡ 磁器質タイル舗装 140.0㎡

透水性インターロッキング舗装 323.3㎡

(3) 工事請負業者

株式会社 安藤・間三重営業所 【第1回目で落札】 「条件付一般競争入札、12者参加、1者辞退」 【予定価格の90,00%】

(4) 設計

 株式会社石本建築事務所
 管理技術者
 岡田 理子

 意匠担当技術者
 西河 良治

 // 小室 晚子
 横走担当技術者
 安倍 辰彦

 電気担当技術者
 柘植 和人

 // 米田 周平
 機械担当技術者
 田中 宏樹

ル 宮地 裕之

(5) 事業費 当初 変更

設計金額(税込) 1,674,200,000 円 1,813,702,000 円 請負金額(税込) 1,506,780,000 円 1,632,331,800 円

【予定価格の 90.00%】

(6) 工事期間

令和4年3月25日から令和5年11月30日

(7) 進捗状況 (令和4年9月 末日現在)

計画出来高 83.27%

実施出来高 71.08%

【計画より 12.19%遅い】

(8) 工事監督員

監督員:教育委員会事務局生涯学習課建築担当 課長補佐 伊藤 祐二

- 3 調査の着目点
 - ・計画の妥当性

(建築工事の計画通知関係書類)

・設計の妥当性

(事業目的に適合した設計となっているか、法令等に適合した設計か、設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用等)

・周辺環境対策の妥当性

(現地の状況を十分調査しているか、学童、障害者等利用者の立場に立っているか、 現場周辺住民等への工事災害防止対策は適切か等)

・施工計画、管理の適切性

(諸官庁等への事務手続き、施工計画書、工程表は整備されているか、監理技術者等は適正に 配置されているか等)

・安全管理の適切性

(安全管理は適切であったか、仮囲い及び保安施設等が適切に設置・管理されていたか、安全 巡視、安全教育などは適切であったか等)

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 計法及び地方自治法の金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

契約保証金について、契約約款通りであり適正に施行されていた。

50,678,000 円 【損害保険ジャパン株式会社 請負金額の10%以上】

前払金は、いなべ市契約規則及び契約約款通りであり適正に施行されていた。

令和4年度 金額602,700,000円 【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

(2) 入札状況について

本工事は、令和4年1月13日に公告され、「条件付一般競争入札」で発注を行い13者参加で 執行された。 入札に際して「いなべ市建設工事執行要領」「いなべ市契約規則」「いなべ市建設工事の係る共 同企業体取扱要綱」に基づき、明確で適正に施行されていた。

入札は、令和4年2月28日に適正に執行されていた。

【建築一式工事】

本工事は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない 予定価格1億5,000万円以上の金額で、議会議決(令和4年3月議会)に付され、適正に契約を 締結していた。

4-2 工事事務手続き関係書類(設計者・施工業者の選定、契約)

(1) 設計者

設計会社は、「プロポーザル方式」で決定していた。評価審査を経て、実施し適正であった。

(2) 施工業者の選定

施工業者は、「いなべ市建設工事執行要領」に沿い、実施し適正であった。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、『建設工事請負契約約款』に基づき適切に作成され適正であった。

(4) 現場代理人及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

施工体系図、施工体制台帳を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正 に見やすくファイリングされていた。

(5) 建退共証紙

関係書類は、適正に管理されていた。

(6) 工事保険契約など書類

建設工事保険は、株式会社損害保険ジャパンと締結されていた。

工期延伸されていた。工事完成引渡しまで(工期+14日で検査日を配慮)した余裕ある保険期間であることを確認した。適正であった。

本工事は、請負金額が1億9000万円以上であり、一括有期事業届出ではなく、本工事原則、 工事現場ごとに申告・納付の手続きが必要となる。よって、その労災保険関係成立の写しを提 出させ上記同様の管理をしておくことが望ましい。

4-3 調査事項関係書類 (計画、設計、積算、施工、監理、現場管理)

(1) 計画

建築工事の計画通知関係書類、関連相互間の調整等については、建設委員会を開催し、関係者

の意見を十分に取り入れた計画である。適正に計画実施されていた。

◇基本方針

- ・プロポーザル時から、「人をつなぎ、自然をつなぐいなべ市を元気にするプール」をメイン テーマとし、いなベブランド、SDGS 未来都市計画につながる元気づくりの拠点の創造とな るプールづくりを揚げてきた。
- ・敷地一体が、隣接する施設とのつながり、桜並木や豊かな緑を取り込み、自然や人の流れ を結ぶ賑わいの結節点「元気広場」となる拠点づくりを目指します。

◇計画のポイント

【外観計画】

・人と自然をつなぎ周辺環境を引き立てる。高さを低く抑えながら合理的でシンプルな外 観とする。

【プール計画】

・学校利用と一般利用を行うことを勘案し、職員による管理・監視のしやすい計画とし、 安心・安全なプールづくりを行う。

【基本設計での考え方】

- ・プロポーザル時の計画のポイントに加え、幼児用プールの検討と屋根の検討の3点が計画の要点として追加された。
- ① 幼児用プールについて
 - ・幼児用プールの面積をプロポーザル時から面積拡張するに伴いプール全体の奥行が深く なったため。プール空間の採光や換気に配慮した計画を行う。

「高窓(**ハイサイドライト**)とは、壁面の高い位置に取り付けた窓のことで、高い角度から採光が取れることから、部屋の奥まで広範囲に効率的に光を取り込む。」

- ② 屋根について
 - ・周囲に木々が多いことから、雨樋等への葉っぱの詰まりに配慮し、可能な限り雨樋がなく ても屋根の雨水を排水できる計画とした。
- ③ 太陽光発電について
 - ・環境に配慮した施設として太陽光パネルを設置する。 効率的な発電パネルの設置に配慮し、プール部分の屋根を南側に傾ける計画とした。

◇建物配置計画

- ・野球場などの運動施設から公民館に至る東西方向の人と人のつながりと、森や宇賀川、 桜並木に至る南北方向の自然のつながりを2つの大きな軸とした。 その軸の交点に一するプールを、人と自然を大切にするいなべらしい「元気づくりの拠点」として計画する。
- ・大きな屋根の下に庁舎から体育館をつなぐ通路、川からのアプローチを設置し、元気づくりの拠点にふさわしい市民の利用しやすい計画とした。
- ・計画建物は、既存建物と同様の配置校正とし、計画建物北川に新たに 43 台(内、車い す使用者用駐車場 1 台)を計画した。
- ・車両の敷地入口は市道石榑大井線からのアプローチとした。
- ・駐車場を体育館側に40台新設し、歩行者アプローチと歩者分離できる計画とした。
- ・車いす使用者用は庇のある車寄せ近くに計画し、雨に濡れずに来館できる計画とした。

◇室配置計画

・建物内部を3つのゾーンで構成し、北から 「エントランスゾーン」、「更衣・事務ゾーン」、「プールゾーン」とした。

- ・「エントランスゾーン」、「更衣・事務ゾーン」は東西方向に3つのエリアで分け、西から「学校利用エリア」、「供用エリア」、「一般利用エリア」とし、利用者の動線を把握し やすい計画とした。
- ・主出入口は計画建物北側中央1箇所とし、事務室から見通しの良い配置とすることで来 館者のセキュリティに配慮した。
- ・小学生の動線は建物西側「学校利用エリア」にまとめ、待機スペースを経由し、児童更 衣室からプールに入るアプローチとし、教員が子どもの管理しやすい計画とした。
- ・プール内部は幼児用プール側と 25m プール側で体操・待機ゾーンを分割し、体格の異なる小学生の低学年と中・高学年の動線が交錯しない明確なエリア分けとした。
- ・プールは建物南側に配置し、採光や自然通風に配慮した開放的で明るい計画とするとと もに、敷地南側の桜並木の景色を取り入れた自然豊かなプール空間とする。
- ・東側機械室へのアプローチは敷地南側とし、旧庁舎と計画建物をつなぐ野外渡り廊下は 機械室側に通過できる計画とした。



(2) 設計

1) 設計会社から関係書類

設計会社の設計技術者および工事監理技術者などの関係書類は、整備されていた。

本工事は大規模建築工事であり、本設計の全ての設計担当者(構造担当者、電気設備担当者、 機械設備担当者等)の氏名と資格の写しを書面にて確認し適正であった。

【設計方針】

現在市内に11施設ある市立学校プールを統合し、維持管理費を削減するとともに天候に左右 されない授業を行うこと及び年間を通して地域住民の健康づくりを行うことを目的とする。

小学校児童と一般利用者の同時利用の可能性があることから、動線を明確に分離したゾーニングプランとしている。外観は、両隣の既存建物より低く高さを抑えることで、川沿いの緑への視線や周辺環境との調和に配慮した計画としている。

【コスト縮減】

プールのろ過装置関係は、プール水槽のレベルにあわせて、床レベルより低い場所に設置することを活かし、機械室を2段構成とすることで、建物の高さや平面ボリュームを抑えている。 自然エネルギーを活用し、ランニングコストを低減。

(3) 積算

1) 工事積算

① 数量算出について

工事設計の数量算出は適正に算出作成されていた。

設計内訳書の数量算出は、業務委託された株式会社石本建築事務所によって、「公共建築工事 積算基準」「建築数量積算基準」に準拠して作成していた。

当該工事の設計調査業務の際に、設計事務所が積算主任技術者を配置し、照査を行っている。 また、併せて、工事の発注の為の設計書作成の際、いなべ市職員(設計者及び検算者)による 照査を行っている。

② 値入について

市販の「建設物価」「積算資料」「建築施工単価」「建築コスト情報」を使用し、刊行図書の採用年月を内訳書に記載していた。また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3社の徴取がなされ、比較を経て最低単価に適正な「スライド掛率」の設定を行い、いなべ市採用単価として積算していた。本工事の掛率は、適正であると判断される。

本工事は、インフレスライドを適正に実施していた。

今後も資材単価の物価上昇が懸念されるため、インフレスライドの基準値を(土木・建築等) 部局内で取りまとめておくことが肝要と考える。

原則3者の見積りを徴収し、平均値を採用している。ただし、平均する際に異常値と判断された見積りに関しては省いている。

2)工事設計書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

3)設計変更 当初 変更

設計金額(税込) 1,674,200,000 円 1,813,702,000 円 請負金額(税込) 1,506,780,000 円 1,632,331,800 円

- ・電気設備機器納期の遅延による工程見直し
- ・インフレスライドによる工事金額の増加及び仮設受電設備の追加施工。

(資材価格の急激な変動に伴い、工事請負業者から工事請負契約書第25条6項に基づく請負代金額変更協議申請書が提出):変更契約日:令和4年12月23日

(4) 施工

1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は 適正に整備・保存されていた。

2) 現場代理人及び関係下請負業者等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、現場事務所では適正に 見やすくファイリングされていた。

下請負業者届を追補で適時提出させ、適正な管理状態であった。

3) 工事カルテ

工事カルテの作成と(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の CORINS (工事実績情報システム)を確認した。関連書類は適正に保管・整備されていた。

4) 工程表管理

契約時及び施工計画作成時に実施工程表が、提出され整備されていた。

月報(月末作成)は、各工種部分構成率が計算され、出来高工程曲線を業者に作成させ、工程と出来高の進捗管理がなされていた。

進捗管理の履行報告書は、適正に提出されていた。

本工事においては、実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線とリンクされ、適正な工程 管理であった。また、打合せ記録も適正に整備されていた。

しかし、工期 11 月末までとなっている。厳しい工期の中で、品質と工程と相反関係が発生し やすい。品質確保に十分留意して頂きたい。

5) 施工計画書

施工計画書は、工種別に順次作成されていて、施工に合わせて順次提出させて、適切に作成させていた。

現在出来高80%程度であり、書類は整理されていた。

6) 施工体制台帳·施工体系図

施工体制台帳・施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

7) 工事材料関係の書類

使用資材製品届などは、工事請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

(使用材料承諾願、試験・検査済証)

No	使用材料	承諾願(○印)	試験·検査項目
1	鉄筋材料 (異形棒鋼)	0	
2	コンクリート材料	0	鋼材ミルシート
3	鉄骨材料	0	
4	屋根材料(長尺金属板葺)	0	配合報告書、四週強度試験成績書
	以下、略		
			工場製品検査、鋼材ミルシート
*	電気設備、機械設備は		
	監査時確認。		メーカー出荷証明書

電気設備工事関連(使用材料承諾願、試験·検査済証)

No	使用材料	承諾願(○印)	試験·検査項目
1	キュービクル	0	工場製品検査、納入仕様書
2	分電盤・動力盤	0	納入仕様書
3	高圧気中負荷開閉器	0	納入仕様書
4	照明器具	0	納入仕様書
5	非常・業務放送設備	0	納入仕様書
6	自動火災報知設備	0	納入仕様書
	以下、略		

機械設備工事関連(使用材料承諾願、試験·検査済証)

No	使用材料	承諾願(○印)	試験·検査項目
1	ガスヒートポンプエアコン	0	納入仕様書
2	空気調和器	0	納入仕様書
3	全熱交換器・換気扇類	0	納入仕様書
4	密閉式膨張タンク	0	納入仕様書
5	受水槽	0	納入仕様書
6	貯湯槽	0	納入仕様書
7	潜熱回収温水器	0	納入仕様書
8	マイクロコージェネレーション	0	納入仕様書
9	プールろ過装置	0	納入仕様書
10	床暖房設備	0	納入仕様書
	以下、略		

8) 写真管理

施工進捗 80%程度であり、一部のみの確認であった。 提示された写真については、施工途中であるが、大変良く整理されていた。適正な管理状況が うかがい知れた。

9) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も 整備・保管されていた。

(5) 監理

1) 月報は的確に作成され、工事監督員の確認も適正になされていた。

定例会議(関係者・工事監督員・施工業者参加)が実施されていた。また、打合せ議事録も適切な管理監督状態であった。

設計会社の監理技術者の関係書類は、適正に整備されていた。

2) 監理に関する書類

施工報告書は、適正に提出され監督員の承認があり適正であった。

各工種の検査記録については、サンプリング監査であり細部まで確認できなかったが、工事監督員が立会い撮影し、適正な管理状況であった。

(6) 現場施工管理

工事の品質管理状況は、書面から判断して特に問題は認められなかった。

1) 工事監理全般

本工事は、現在出来高 80%程度の施工状況である。完成までまだまだ繁忙な作業の競合状況 が続く。

現場内での協力業者間の取り合いは、受注者指導の適正な管理体制の下、危険作業の撲滅及び協力業者の相互の円滑な関係を図る適正な管理状態を確認した。

より綿密な作業間連絡、調整を行うよう指導のほどお願いする。

2) 工事施工状況

工事施工状況は、書面と同様適切に施工していた。

① 作業所において、作業員への指示、指導は適正に実施されていた。

啓蒙看板の整備や置場(集積)などの安全管理や環境管理面での配慮が見受けられた。今後 繁忙期となる。より安**全管理に努め無事故、無災害であるよう今一度の安全指示、指導の徹底 を図っていただきたい。**

② 当工事「いなべ市民温水プール(仮称)新築工事」は、屋根はひねり施工が難しい構造物である。工期がせまり外構工事(土木工事)と競合する。車両の出入り、作業員通勤車両の出入り、作業時及び作業終了後の安全管理の徹底に努め、気をゆるめること無く、継続的な指導徹底をお願いする。

3) 品質管理について

材料承認書が提出されていて、監査日においては、適切な管理状態であった。 今後の不可視される状況・材料写真は、所定方法で的確に撮影し、また、材料の規格ラベル、 シールなどが写真で読めるように**途中に工事監理者の徹底確認をお願いする。**

工事の品質管理状況は、書面から判断して特に問題は認められなかった。

4) 安全管理について

- ① 施工計画書により安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- ② 作業所での朝礼や職長ミーティング、KYT (危険予知訓練) 記録など安全管理に対する書類が整備されているとのことであった。すべてを確認することが出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティングで周知徹底しているとのことであった。

5) 環境保全について

建設廃材の処理処分については、業者の届出、廃棄物処理計画など書類で確認し適正に管理されていた。作業場は、環境に配慮した廃棄物分別処理置場を設置していた。作業員に集積場所、 残材置場の周知徹底させていた。

6) その他

掲示物について、作業工程表、建設業許可票の記載項目、労災保険関係、施工体系図、「監理技術者」「主任技術者」「専任」など工期が長いため、再確認をお願いする。

7) 建設廃棄物処理に関する書類

発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再資源実施計画書を業者に提出させ、発注者側として管理されていた。

- ① 廃棄物処理計画書は、整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。
- ② 産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、一部確認した。最終は、管理一覧表を作成し分かり 易く示すとのことであった。
- ③ 処分場の写真確認ができ、適正な管理状態であった。 竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの数量照合を行い、運搬状況写真、処分地写真 を提出させ、発注者として管理指導を行うとのことであった。

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項目	産業	廃 棄 物	土 捨
1	産業廃棄物種類	汚泥	Co, As殼	
2	委託契約書(有/無)	有	有	
3	処分業許可証(有/無)	処分業許可証(有/無) 有		
4	収集·運搬業許可証(有/無) 有		有	
5	処分地·運搬経路図(有/無)	有	有	
6	マニフェスト管理(有/無) 有		有	

5 技術調査全般

本工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な実施状況であった。各種届出書や施工計画、施工段階確認検査、工事報告書など、施工途中にかかわらず書類は良く整備されていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での監理が大切である。

工事監督員、工事監理者の適正な指示、指導が見受けられた。

今回は、出来高 80%程度の状態でのサンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、施工管理(工程内検査、段階検査)は、工事監督員、工事監理者の指導的立場が発揮され適正に実施されていた。今後も現場を主体とした指導的立場の継続をお願いしたい。

工事施工の竣工後に提出される書類は、単に整備・保管する形式的なものでなく、当該工事に関 して必要な処理を迅速・的確に指示した記録となる。

今後、より競合作業の繁忙期となり、**より厳しい安全管理が要求される。今以上の工事管理の徹底指導を行い、無事故、無災害で工事が完了するよう指導をお願いする。**

以上

文書中の		
	部分は、	改善事項
	…部分は、	留意事項及び要望